

江戸幕府の城郭政策にみる「元和一国一城令」

花岡, 興史
九州大学大学院比較社会文化研究院

<http://hdl.handle.net/2324/4771857>

出版情報：熊本史学. 97, pp.1-40, 2013-02. 熊本史學會
バージョン：
権利関係：



熊本史学 第九七号 二〇一三(平成二五)年二月

江戸幕府の城郭政策にみる「元和一国一城令」

花岡興史

江戸幕府の城郭政策にみる「元和一国一城令」

花岡興史

はじめに

近世初期、特に幕藩体制の成立期において、徳川幕府は大名をいかに統制していくかが政治課題であった。乱世を武力により制し、公儀権力を占拠した徳川氏にとつて城郭政策が重要な課題であったことは異論がないであろう。徳川家康は、慶長八年に將軍宣下をしたが、慶長十年頃から始まる全国的な「築城ラッシュ」¹において、新城の築城許可を容認せざるを得ず、城郭政策は幕府にとつて大きな課題となっていた。

この課題を解消するために、初期徳川幕府は次の四つの段階にわたり城郭政策をとっている。すなわち①元和以前に個別大名に出された段階（「下知状」）、②幕府が国持ちクラスの特定の大名に発令し、それが全国の大名に浸透する段階（「連署奉書」）、③全国の大名を対象とした

法令である武家諸法度の発令段階（「法度」）、④天草・島原の乱後に一国一城令の対象となった城郭の破却状態が明らかになり、再破却が命じられる段階（「御触」）である。この中で、「連署奉書」と「法度」は連関を持った政策といえる。

特に大坂陣の直後に連署奉書により発令された一国一城令は、徳川・豊臣という二重公儀体制が解消された歴史的画期にあたり、この「令」中心に城郭政策を検証することは幕藩体制成立期の研究に寄与できるものであると考えられる。

本稿は、一国一城という大名居城体制を実現したときれる「元和一国一城令」が、発令当初の幕府の意図を超えて効果を持ち、それが元和期の武家諸法度で規定される過程と、その後の寛永期に幕藩関係の中で結果として

「令」としての本質的効力と認識を持つに至った歴史的経緯を論ずるものである。

元々この「令」は、幕府から示された実際の内容が不明瞭なものであった。²⁾しかし、寛永期に偶発的に起こった天草・島原一揆後に、幕府と藩が新たに城割りの必要性を生じ、この時に元和期の一国一城令の存在が大名に再認識され、その認識が近世期を通じて一般的な認識となっていくのである。これらの点を踏まえて、江戸幕府初期の城郭政策の実態をみていくことにする。

元和一国一城令を中心とした破城の研究は、古くから多くの先行研究がある。この研究を最初に行い「元和一国一城令」と称した高柳光寿氏は、各地の支城破却の実態を史料により検証し、「家康の政策には秀吉の政策を其儘継承したものが多く、この一国一城令の制度もまた秀吉に学ぶところがあった様である」と著し、それが織豊期の城郭統制を継承しているという結論を得ている。

この内容はその後の「一国一城令の研究」に大きく影響を与え、継承しているか否かという論功が多くみられ、高柳氏の業績の余光による感が拭えない。⁴⁾

これを踏まえた小和田哲男氏は、一国一城令は突然出現したものではなく、各戦国大名によりとられた支城破却が、次の織豊期の「城割り」へと制度化発展し、その

後幕府権力により「一国一城令」として最終盤をむかえたとしている。⁵⁾これらの研究の中で小和田氏の見解は、その対象・範囲を検証し「一国一城令は緩やかに浸透し、その成果は数年を要している。つまり、発令の段階では破却されなかった城も多く、実態としては不統一性がみられるという。この小和田氏の見解は、高柳氏の織豊期の「城割り」を継承しながらも、実態としては数年を要し不徹底であったとするなど興味深い見解である。しかし、何故、一国一城令の成果が緩やかな浸透で不徹底であったのかについては、未だに不明瞭で考察の余地を残しているともいえる。

近年、一国一城令の原文書が確認し易くなり、新たにこの「令」について視点が生まれてきた感がある。その中で福田千鶴氏と白峰句氏の論考はきわめて注目できる。本稿は両氏の研究にその多くを依拠しており、両者の見解はこのテーマを論じる際の有力な材料になると思われるが、同時に多くの疑問も残る。

福田氏は、豊臣政権からの城郭政策を徳川政権がいかに関継承もしくは否定したかを問題点として提示している。同氏によれば、豊臣政権が「惣無事令の実現のため「入らざる城」は破却、しかしその判断は大名に委任する、である。この方針こそが、豊臣政権下での一国破城の実

態を不徹底なものとしていた」と指摘し、一国一城令の評価について、端城を「入らざる城」として破城方針を明確にした点で画期的としている。⁶⁾この福田氏の見解は、豊臣政権の惣無事令に着目し、それを明確に方針化したものとして一国一城令を「画期的な政策」と高く評価しているが、これについては疑問が残る。近年多くの近世城郭の発掘調査や現地確認作業が行われているが、実際、一国一城令で破却されたはずの城郭が現存している。また、史料からも一国一城令段階で破却されていなかったと容易に推測できるものもある。では何故、一国一城令で破却された城といわれているものが多数現存するのか、この点については従来、歴史学と考古学の融合した観点からすれば見逃されていたことである。⁷⁾

その後、白峰旬氏はこれらの研究に再検討を加えた。⁸⁾同氏の見解は、「織豊政権の実施した城破却との関係についても単純にその延長上にとらえるなど、(中略)あまりに単純で一面的な解釈しか与えられてこなかった、という反省がなされるべきであろう」と単純な織豊期の城割りの延長であるという考えに対し批判を行っている点で注目される。

さらに白峰氏は、一国一城令が奉書による発給形態であることにもふれ、管見の元和一国一城令に該当する年

寄奉書は、山内氏・島津氏・黒田氏・毛利氏・鍋島氏の五大名宛のものしか見られないが、支城破却の実施状況からして、発令対象が西国の国持大名であったことは明らかである。そして、その対象は外様大名だけではなく徳川の家門大名であっても、国持ち大名であれば対象に含まれる。また細川氏や鍋島氏が迅速に対応していることから発令対象の大名は、発令後数カ月以内に支城破却をおこなったという。

また、支城が一部において破却されていない実態にも触れ、一国一城令は表面では將軍秀忠より発令されたが、支城存置等の具体的な交渉が取り次の本多正信・正純親子にあることからみて、その決定権は江戸の秀忠將軍のみ単独であるのではなく駿府の大御所政権にあるとしている。同氏の主張は、一国一城令の実質的な発注主体者を徳川家康に言及した点で評価されよう。

これらの白峰氏の見解は、一国一城令を織豊期からの城郭統制として位置づけることの不自然さを述べ、奉書による発給形態、また、支城が一部において破却されていないことにも触れている。しかし、奉書による発給形態と破却の不徹底さについて積極的に結びつけることはなされておらず、不徹底であった城郭の実態も不明瞭である。

このように一国一城令については、その実例を中心とした実態や現象面からの先行研究が多く、また戦国・織豊期から始まる一連の城郭統制の一環として捉えるか否かの研究がその多くを占めている。その研究を振り返れば、既に一定度の結論を見た感があるが、発令の形態や実際の効力、その後の影響力などにおいて未だに見直す点が多いと考えられる。

また、織豊期の様な未熟な統一政権の中での城郭政策と、幕府という制度を確立した時期の城郭政策とを同一線上で理解することは無理が生じ、その性格が前時代の城割の精神をたえ受け継いでいたとしても、実態は異なり、一国一城令の本質を見失う可能性もある。実際の「法令」が連署奉書で出されていることについて検証がほとんどなされていないことは従来の研究から言えば決定的な盲点ともいえる問題である。

さらに、既に周知の内容でもあるにもかかわらず詳細に検証されてこなかった天草・島原の乱後の破却も具体的に検証することにより、一国一城令の伝達過程とその実際の効力についても論じる余地があるものと考えられる。

一、一国一城令以前の城郭政策

徳川幕府にとって最初の城郭政策は、慶長十六年、肥

後熊本藩主加藤清正の死去の翌年に加藤家の重臣に出された九か条からなる下知状¹⁾であろう。これは、支城破却という観点から元和一国一城令の前駆形態として位置づけることができる。

〈史料一〉

条々

一、水俣・宇土・矢部三ヶ所之城、可為破却、然者、水俣・宇土有之諸侍妻子共、熊本引越尤候事、

(中略)

一、八代城代之事、加藤右馬允被仰付候

(中略)

一、加藤万兵衛事、内牧城代被仰付候、知行之事、当分於内牧城廻可被相渡事

付、於矢部諸侍与力徒侍妻子、内牧へ可引越事

(中略)

右条々、尚肥州へ被申達、以其上、可被相究者也、仍如

慶長十七年六月廿七日

青山図書助

土井大炊頭

酒井雅楽頭

本多佐渡守

加藤丹後守殿
加藤右馬允殿
加藤大和守殿
並川但馬守殿
下川又左衛門殿

この史料は「家忠日記増補」に所収のものであるが、冒頭に「慶長十七年六月廿七日、加藤忠広カ家臣等二、下知状賜ル」と記載され、また『徳川実紀』¹²の編者は「廿七日加藤肥後守忠広が家臣に下知状をさづけらる」と認識していることから、この文書は江戸時代において「下知状」と呼ばれていたことは疑いない。この下知状は、熊本城を中心とした七つの支城（南関・内牧・矢部・宇土・八代（麦島）・芦北・水俣）の内、矢部・宇土・水俣の三城の破却を命じている。また、内牧城代であった加藤右馬允（正方）八代城代に転任させ、後任の内牧城代に矢部城代であった加藤万兵衛を配置し、その家臣や妻子等を内牧に移すように指示している。このように、幕府が、下知状によって支城破却を命じていることは注視すべき点であると同時に、清正亡き後の加藤家重臣の人事権にいたるまで介入していることの意義は大きい。下知状は一国一城令の奉書と異なり、書下年号があるこ

とから時限的性格ではなく永続的効果が期待されるものである。この下知状は相手を特定し、具体的な内容が示されていることから、すべての大名に適応されるものではないことは明らかであり、これにより下知状を発給されていない大名がそれに従うといったような必然性は見受けられない。

一方でこの下知状は、加藤氏にとって家臣団統制の基となる支城体制にメスを入れる契機となった。このため加藤氏は、有力家臣団を押さえるために幕府側からのテコ入れをむしろ積極的に受け入れたのである。つまり、この下知状は、大名統制という幕府側の視点だけで捉えるだけでなく、大名側の思惑とも一致していることを注目すべきであろう。この観点は、次の段階の城郭政策である一国一城令にもあてはまるといえる。¹³

二、元和一国一城令の伝達について

幕府が国持ちクラスの特定の大名に発令し、それが全国の大名に浸透するという特徴を持っているのが一国一城令である。一国一城令は周知のように「令」として発布されたわけではなく、江戸幕府の年寄連署奉書として発給された。この奉書は、島津氏・山内氏・黒田氏・毛利氏・鍋島氏の五状が確認できる。先ずはその一例を見て

みることとする。¹⁴⁾

〈史料二〉

以上

急度申入候、仍貴殿御分国中居城をハ被残置、其外之城者、悉可有破却之旨 上意ニ候、右之通諸国へ申触候間、可被成其御心得候、恐々謹言

壬六月十三日

安藤対馬守

重信 (花押)

土井大炊助

利勝 (花押)

酒井雅楽頭

忠世 (花押)

鳥津陸奥守殿

(傍線部は著者による)

これは、鳥津氏に発給された「元和一国一城令」の内容で、原文書である。他に山内氏・黒田氏・毛利氏に同文のものが発給されている。ところが内容が唯一異なるものが鍋島氏宛のものである。その内容を検討することにする。

〈史料三〉 (「鍋島勝茂譜考補」)

以上

急度申入候、仍貴殿御領分中居城をハ被残置、其外之城者、悉可有破却之旨 上意ニ候、右之通諸国へ申触候間、可被成其御心得候、恐々謹言

壬六月十三日

安藤対馬守

重信 (マ)

土井大炊助

利勝

酒井雅楽頭

忠世

鍋島信濃守殿

(傍線部は著者による)

一国一城令の内容について、宛名以外は基本的には同様であるが、山内・鳥津・黒田・毛利氏宛のものは「貴殿御分国中」となっているのに対し、鍋島氏宛のものは「貴殿御領分中」となっており、その点が異なる。この区別は、前者が一国以上もしくは一国を領有する国持ち大名であることに對し、後者の鍋島は実質的な国持ち大名でなく、肥前一国を全て領有していないことに起因する¹⁵⁾と考えられている。そしてこの相違が幕府による大名の

一国領国支配を是認するものであるという評価がなされている。果たしてそうであろうか。

同時期に島津氏に出された連署奉書をみてみよう。例えば同年の六月二十八日に出されたたばこの売買と栽培を禁止した連署奉書には、「於御領分たはこ売買同作之儀、具以可被致停止旨上意候条」とある。また元和二年八月八日に出されたキリシタン取締を求めた連署奉書には「至御領分二着岸候共」とあり、いずれも「御領分」となっている¹⁹。これらの連署奉書は一国一城令と同じく宛名が同じ島津家久であることから、その文言について発給者からの意図はなかったと考える方が自然である。

よって白峰氏が今まで指摘されてこなかった重視すべきであると述べた点や、福田氏の主張にあるように両奉書が明確に区別されており、「一国一城令」の「一国」に意図された意味が十分に理解されてこなかった²⁰と主張する点は再考を要するものである。

さらに管見の「一国一城令」のなかで唯一異なる文言で「貴殿御領分中」とある鍋島勝茂宛の連署奉書は、当時大炊助であった土井利勝を大炊頭と誤記した写しでしか確認できていない²¹。よって、一般的に引用される鍋島氏宛の連署奉書は、文言形態のみならず所在等の史料批判も必要である。特に一国一城令の目的が、城下に家臣団

集住をはかることで、それが鍋島氏に都合の良いものであるならば、無批判にこの史料は利用できない。

また、前述の数通確認できる島津家久宛連署奉書についても、文言による違いは、単に右筆の違いによる可能性も否定できない²⁰。このことから、幕府側はその書き分けを認識していなかったと考えられる。また、厳密に分けられていないことは、そこに大名領国に対する概念が不明瞭であったこともうかがえる。

つまり、「御領分」「御分国」という文言自体を検討し、それを「一国領国支配」云々と定義すること自体は意味がないといえる。

ところで、著者は以前からこの内容が「連署奉書」として発給されているにもかかわらず、「令(れい)」として広く認知されていることに疑問を感じていた。なぜなら初期の江戸幕府が発給する奉書は、あくまで折り紙を用いた書状であり、それ自身が絶大な権威を持ち、かつ広範囲に効力を持つとはとても考えにくい²²。奉書形式の文書を古文書学的に定義すれば、永続的効力を持つものでもなく、時限的効力を持つものにすぎず、発給者の意志が相手(名充人)に伝達されれば、その文章の本来の機能はなくなるとされている²³。したがって、これを「令」として解釈するならば、この種の「令」の認知度と

法としての効力を再検討すべきである。

しかし、この一国一城令が奉書形式であるという一般的な認知はあるが、この形式で発給された意味そのものを言及した例は少ないと言える。奉書形式で発給された意味づけについて福島貴美子氏は、武家諸法度などくに重要な法令は大御所家康が大きく関与しているが、一国一城令が幕臣の連署をもった書状で発給されていることから、この段階ですでに幕政のウエイトは駿府側から江戸側に移りつつあったとしている²³。しかし、この見解では奉書形式で発給されたという本質は見えてこない。一方、藤井讓治氏は、一国一城令などのこの時期の「法」が奉書形式で発給されるという意味について、奉じられた主体である將軍の地位の上昇をもたらし、將軍権力のいっそうの進展をみる事が出来る反面、個々の大名宛に出されたことは、この段階での幕府法の限界を示すとし²⁴、將軍権力と幕府法の観点からのアプローチがなされている。

この両氏の見解は、一国一城令の性格について奉書形式であるという見地で考察を行うところでは共感を得られるが、何か不十分さを感じる。

一方、江戸幕府の発給文書について中村直勝氏は、古文學的立場から極めて興味深い見解を述べていた²⁵。中

村氏によれば、徳川氏の覇権の時期は明らかではない。

関ヶ原の合戦後、事実上天下の主権者であるように見えるが、大坂には豊臣秀吉の遺児秀頼がおり、形式上においては一大名にすぎない。その後征夷大將軍に任ぜられるが、依然大坂には秀頼の存在があった²⁶。さらに中村氏は、このような背景から豊臣氏の滅亡後も將軍と諸侯の關係も不明瞭なものがあり、徳川時代の文書はそれ以前の政令者文書と対比して異常な相違を見せる。それは「大宝令」にはじまる、形式を尊重し、威風堂々として、下を圧するように、細心の注意を払ったものではない。なぜなら徳川家は幕府の主公となるまでは、その他の諸大名とは同輩であり、中には先輩もいる。そのような理由から徳川幕府の用語は、極めて丁寧で、且つ通俗的である。口語に近い表現を使い出来るだけ堅紙をつかわず折紙を使うように心がけている。折紙を使うということは、堅紙文書にたいして多少遠慮をしている底意があると述べている。

この中村氏の見解は一国一城令を理解する上では留意すべき点である。確かに〈史料二・三〉をみれば明らかに非常に丁寧な表現を用いている。文末には「恐々謹言」という言葉を用いており、執権北条氏の時代には発給文書が「依仰執達如件」・「仍執達如件」とあったの

に対し、明らかな違いを見せる。確かにこの場合、通常の書状であれば文末は「恐惶謹言」で、敬称は「様」であることが妥当であると考えられるが、文末は「恐々謹言」で、敬称は「殿」と上意（御誼）を示唆する内容である。この違いが通常の書状と奉書を分ける一つの指標となりうる。また折紙を用いることにより略式の様相を呈しており権威性をあまり感じさせない配慮をしている。

よって、中村氏の見解を参考にすれば、奉書形式で発給された元和一国一城令は次の点の特徴をみる事が出来る。

- 一、永続的効力を持たず、限定的かつ時限的効力のみを持つ。
- 二、奉じられた將軍の地位の上昇をもたらすが、個々の大名に発給されたことから、この段階での幕府法の限界を示している。
- 三、豊臣氏滅亡の直後に発給されたことから、大名たちの動揺を押さえる意味で、遠慮がちな丁寧な表現を使用している。
- 四、折紙奉書を利用して各大名の反応を確かめていると考えられる。

特に、一で述べたように一国一城令が奉書によって発給され、それが「限定的かつ時限的な効力のみを持つ」という基本的な性格は、今までの研究では全く触れられてこなかった盲点とも言える。

以上の事を総合的に判断すれば、一国一城令の発令段階では幕府の政策は諸大名に対してある種の遠慮を感じることが出来る。これに関して著者は以前、この遠慮は翌月出される武家諸法度によりなくなり、その後江戸幕府の「法」の支配が確立したとし、一国一城令の性格を武家諸法度より始まる一連の城郭政策の試験的要素があると位置づけた²⁸。つまり元和一国一城令は「法」もしくは「令」として絶対的な強制力をとまわらないものであったと考えた方が自然である。それが蓋然的に効果をもたらしたことにより、徳川幕府が覇権を確信した後に武家諸法度を主権者として出すことが出来たのである。このことは横田冬彦氏がその後、「一カ月後、この城郭規定は武家諸法度第六条に取り入れられることになるが、一国一城令は西国大名の反応を確かめるための、武家諸法度の先行試験的な意味があったと思われる」とほぼ同様の内容を著している²⁹。

また一方で多くの研究があるように、一国一城令の伝達の形態についてもいくつかあることが知られている。

秋田藩主佐竹義宣や細川忠興は、約一カ月前にその情報
を入手していた。たとえば佐竹は六月十三日付けで重臣
に對し「諸国無残城わらせられへきよし御内々ニ而仰出
之由候」（「秋田藩家藏文書」）と報じている。一方細川忠
興は十一日付けで、「諸国之絵図召上候、上様御城々、
又御譜代衆之城計被成御残、其外日本国之城一ツも不残
可被成御割とも申候、又依所ニぬしニより一ツ、ハ被成
御残共申候、又かいむく雑説も不知候事」と報じている。⁽³¹⁾

この二つの史料をみるならば、諸国の城割がかなり行わ
れるのではないかという両者の認識がうかがえる。ただ
この情報はかなり交錯していたようで、諸国（日本国）
の城を残らず破却されるであろうという予想と、国主
（ぬし）により一つは残るのではないかという希望的な観
測を持っていたことが理解できる。つまりこの段階では
たとえ両家が情報を手入していたとしてもあくまで噂の段
階であり、内容も不確定であることから、幕府の城郭政
策の方針を具体的に把握していたとは考えにくい。⁽³²⁾ また
反面、細川氏が情報通であり、他の大名に比して確実な
情報の入手経路があったとすれば、幕府の城郭政策はま
だ不確定であったといわざるを得ない。

今ひとつの伝達の形態について、福田氏は黒田長政の
例をあげている。⁽³³⁾ 同氏は、一次史料ではないがと前置き

をし、福岡藩中老の記録（『久野家譜』）の「去閏六月
（中略）端城者破壊候様、將軍家より被蒙仰、此節破壊被
仰付候」を引用し、長政が破城令の内意を個別に得てい
るとしている。これらの内容から「一国一城令の伝達に
は、内意による伝達（無文書）と奉書（文書）による伝
達の二つの方法があった。奉書が発給されなかった東国
大名にも、内意による伝達が有った蓋然性は高い」とし
ている。⁽³⁴⁾

著者はこの見解には概ね首肯するが、以下の部分で異
なる見解を持つ。この伝達形態は、一部の大名にしか出
されていない一国一城令を、多くの大名が知り得る結果
となり、かつ大名たちに不完全な理解を生ませることに
なる。このとき大名たちは、この書状形式で一部の大名
に出された「法令」と感じ取れる内容に對し、それぞれ
の持つルートで情報収集を行った。その結果、各大名が
一国一城令について理解に差が生じる。つまり、一国一
城令が諸大名に伝達された要素は、「奉書」と「内意」の
他に、各大名の独自の情報網（「外聞」）の三種類があっ
たと考えた方がよい。これらの情報が交錯するにより、
不完全な理解を結果的に生ませることになった。さらに
それを受け取り側の諸大名が、大坂陣の直後という背景
もあり、幕府に対する試金石であると理解していたので

ある。

この一国一城令の発令方法については差異が見られ、各大名には今まで述べたように不完全なものである。しかし、その通達仕方は、翌月に出された武家諸法度十三条などと類似点が多い。

三、武家諸法度による城郭政策と一国一城令

1. 武家諸法度の伝達

一国一城令の連署奉書が出された翌月七月七日に武家諸法度が発布された。この法度における城郭政策条項は以下の通りである。

〈史料四〉³⁵⁾

一、諸国居城雖為修補、必可言上、况新儀之構營堅停止

城過百雉、国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也

この法度により、どのような修補であろうと「言上」が義務づけられ、新城の築城については「停止」となった。この規定は、福島正則の改易にみるように厳格に適應され、一国一城令の連署奉書のような曖昧さはそこにはなく全国大名に対し一律に遵守された。この法度が出

されたタイミングは、例えば細川氏が前月二十九日に「御触状」を受け取って支城破却を始めたことから早すぎるが、幕府は、一国一城令を発令した段階で既に法度の発布を予定していたのである。このことは忠興が同じ二十九日の書状に「上下侍むかしの公方之法度被成御引直可被 仰出之由、得其意候事」と述べているように、早い段階から大名たちは認識していたことから理解でき

る。前述したように一国一城令の発令方法は奉書を発給されていない大名たちにも知らせる努力をしていたことが理解できるが、その方法は武家諸法度の伝達形態でも看取できる。

武家諸法度はその性格上特異な伝達形態を持っていることはよく知られている。³⁶⁾慶長二十年の武家諸法度の伝達方法については明確ではないが、『徳川実記』には「七日伏見城に諸大名を召て。本多佐渡守正信武家の法令を仰出さる、旨を傳え。金地院崇傳これをよむ」³⁷⁾とあり、読み聞かせによる伝達であることがわかる。また法度の内容については、漢文体で書かれており、読み聞かせだけでは大名たちにとっては、理解が容易でなかったのである。³⁸⁾

この武家諸法度の伝達方法は、寛永十二年の段階でも

受け継がれていた。このことは薩摩島津藩の江戸留守居役が国許に送った書状に詳しい。³⁹⁾ それには、「然者今度被仰出之御条目、先日写させ候て差下候間、可有御覧候、

字之書違共有之歟と存候、熊本二而写候て、重而差下可申候、御条目之面迄二而者不相知之由候而、皆々御年寄衆へ被得御意之由候間、従此方も委被成御尋候て尤存候条、重而細々可申下候」とあり、このことは武家諸法度の伝達方式と受ける側の具体的な対処を示している。一つは法度自身が、そのものではなく間接的な史料、つまり写しによってしか、みることができない。二つは間接的な写しであり、内容については写し間違いがある可能性があるがあるので、熊本つまり細川氏に内容を確認するということ。三つめには内容については幕府年寄衆へ詳しく尋ねて、詳細な理解をしようとする試みがみられる。

寛永十二年の武家諸法度の発布で窺える三つの内容をまとめれば、江戸城大広間において林羅山がこれを読み上げても、臨席の大名たちは内容の理解が難しかった。その後、大名たちは内容の詳細な理解に努めたが、法度の原本を入手するのが困難であることから写しを入手していた。ところが島津氏はその写しの内容について不備があつてはならないと感じ、細川氏が幕府の重臣に対して特別な人脈を持っているのを理解していたため、細川氏にあ

る写しを参考にしてその内容を洗練させた。また法度の文意については、解釈に誤解があると困るため老中に対し尋ねた。

つまり、島津藩ほどの大藩でも法度の内容について、正確には把握しておらず、その内容についての情報収集に親幕の細川氏を頼ったのである。このように法度の情報収集に対する大名たちの行動は、すべての大名が行っていたかは確認ができないが、このように幕府の基本的方針である法度でさえ不確実に何となく伝わり、しかも発布段階では内容について確実に理解している大名は、多いとはいえなかった。しかし、法度の効力については、元和五年の福島正則の改易にもあるように、結果論として各大名たちがそれを認めざるをえないようになった。つまり武家諸法度の不確実な伝達方法は、一国一城令の伝達方法の一端を現していると推測できるのである。

以上のことから考えて一国一城令の伝達は、一部の大名に奉書で発給され、また一部には「内意」としての伝達であり、その他には武家諸法度にみられるように各大名独自の情報網である「外聞」からなっていた。

特に一国一城令は武家諸法度とは異なり、諸大名の前で読み聞かされたわけでもなく、破却に対し具体的な指示が不明確であつたことから考えて、一部には極めて曖

味な伝達が行われた。その結果として、受け取り側の大名たちの考え方に一任された形となった。正確な情報を知ることができないということは、多くの憶測を生み必ず以上での自己規制を強いられることにもなる。また幕府側にとっては、わざと内容を曖昧にすることにより、その効果の浸透状況を把握するのに都合がよいものであったと考えられる。

また、一国一城令の奉書を受け取った大名だけでなく、「御触」や「外聞」などで情報を入手した大名は、この「令」の曖昧さを利用して自国の家臣団統制をはじめとする領国経営に利用していたといえる。

2. 元和一国一城令の各大名の対応と破城

ここでは、元和一国一城令に対する各大名の対応をみていくことにする。小倉細川氏の例では、門司城や杵築城を破却の破却に対しては迅速に行っている。これについて慶長二十年閏六月二十九日の史料には、「諸国城割之御触状、今日廿九到来候、則門司之城今日わらせ申候、残城々使之参著次第わり候へとかたく申付け候」と、かなり具体的な様子が書かれている。また鍋島氏もすぐに対応を行っている。このことに対し、白峰氏は「細川氏や鍋島氏の迅速な対応からもわかるように、元和一国一

城令を発令された大名は発令後、数ヵ月以内に領内の支城破却を実施したと思われる」と述べている。確かにこの内容を見る限りでは、迅速な対応が窺える。またいくつかの史料がしめすところによれば、各大名の破却の対応は早く、徹底していたかのように感じる。果たしてそうであろうか。

次に一国一城令の奉書が現存する筑前国福岡の黒田氏の例をみてみることにする。黒田氏は本城の福岡城の他に、真手良・黒崎・鷹取・益富・松尾・中島の六つの支城を持っていた。これは現在「黒田の六端城」と呼ばれている。この六端城のなかで、黒崎城にあった井上周防（二万石）だけが黒崎（御牧郡）を引き払い、同郡陣原村に屋敷を構えたが、他の者は山城の麓に居宅を構えて居住し続けた。つまり、一国一城令を発令されていた黒田氏は、家臣団統制として「一国一城」を実現することができなかったともいえる。

黒田氏に発令された一国一城令については、近年、黒田長政宛の連署奉書の原文書が確認できる。これにより、文言は〈史料二〉にある島津氏宛のものと同文で、しかも右筆は同じであることが理解できる。また、同文書中に幕府年寄衆に出された請書の「案文」も存在することがわかった。この史料を検証し、一国一城令を黒田氏が

どのように認識していたかをみていくことにしよう。

〈史料五〉

案文

去十三日の御奉書、同廿七日致拜見候、然者領内居城迄被残置、相残城々悉破却可仕之由存其旨候、御触状以前頓ニ申付、御注進申上候、少も不存由断候、恐惶謹言

閏六月廿九日

酒井雅楽頭殿

土井大炊助殿

安藤対馬守殿 御次

(傍線部は著者による)

先ず、長政は十三日付けの奉書を十四日後の二十七日に帰国後の福岡で受け取り、その二日後の二十九日に請書を提出している。次に、支城破却について理解した旨を述べているが、その次の「御触状」という文言が気にかかる。この「御触状」といいう方は前述の細川忠興が「諸国城割之御触状、今日廿九到来候」と同じである。これについて福田氏は、請書の案文にある「御触状」が、「奉書」と別系統であるならば、その「御触状」が一点も確認できないことは不自然であるということと、「案文」に「御触状」が届いた日について記載がないことを指摘

し、「御触状」＝「奉書」であるという結論を導き出している。⁽⁴⁵⁾

これについて、逆に「御触状」＝「奉書」であるなら、「奉書」を発給されたはずの細川氏をはじめとする他の大名家の史料にこの「奉書」が発給されたという文言が写しですら確認できないことは不自然であるともいえる。また、この請書に「奉書」と「御触状」とを書き分けている理由も不明である。よって、一国一城令の奉書が確認できる他の四大名がこの「奉書」を「御触状」と表現していたことについて何らかの史料を用いた説明が必要になろう。仮に、福田氏の主張する黒田氏の史料にある「奉書」が「御触」と同一のものだとしても、それがすなわち細川氏の「御触状」＝「奉書」になるかどうかは確定できない。ここでは個別大名による表現の違いも視野に入れるべき必要性を感じる。

確かに、「奉書」を受け取るまでに黒田氏では十四日後、細川氏では十六日後と日数が掛かり過ぎているのは気になるが、これは奉書の内容が伝わる以前に既に「御触書」等で情報を入手しており、黒田氏にとっては正式文章（奉書）が届くのを待ち、それに対して請書を出していたとも考えられる。つまり、細川氏については奉書が発給されなくても「御触書」で十分にその内容は伝わってお

り、前述したようにその情報は少なくとも一月前に十分ながらも「外聞」などで入手していたと考えることも可能である。なお、この「奉書」と「御触(状)」の問題については後述する。

また、長政が奉書の請書を提出する日が二日後と日数が掛かり過ぎていた件については、この間に「六端城」の破却について重臣と協議が十分に重ねられた時間であると推測できる。協議により得られた結論は、各支城の麓に居所を構えることにより重臣たちに地域支配の拠点を保証することであった。ここでいえるのは、おそらく長政が指向した支城破却によって家臣団統制を行うことは、幕府の「奉書」を以てしても貫徹していかないということである。長政にとつては奉書の請書を提出するということとは、幕府の意向を十分に家臣団に浸透させるといふ意図があったが、反面、内容が不明瞭であることから慮外に家臣の解釈を優先させ、本質的に支城体制の存続という結果をもたらしたのである。

では、他にも一国一城令の奉書が発令された島津氏の対応をみてみよう。同時代の史料については未見であるが、後の寛永十年の「国廻り上使」に対応する薩摩藩の記録である。⁽¹⁶⁾これにより、寛永十年段階で一国一城令の解釈について齟齬をきたしていることが理解できる。周

知の史料ではあるが、再検討のため注目か所を掲載することにする。

〈史料六〉

諸国江上使御下向之節御問被候御返答

寛

寛永十年癸酉諸国江上使被召下候、九州江者小出対馬殿・城織部殿・能勢小十郎殿御下り候、

(中略)

一 湊より陸路宮之浦江御着、数日御滞留、其内 対馬どの御宿へ小十郎殿・織部殿御座候、久右衛門・空助・因幡被召寄候而御尋被成条候、

大坂御陣之脇武家江仰出之内、一国二一城之外者皆可割捨出、被仰出候二付、諸国其分二而候、当国ハ何れの城も其儘ニ被立置、殊ニ城本ニ給へ(人) 共餘多移居候、自然之時者即時ニ可取構よふニ見得候、如何様之二而右之躰ニ候哉之被成御尋候、因幡申上候者、給へ(人) 共城本ニ居候事ハ、先年義久九州を領候時、過分之人數ニ而候、 太閤様御下向之刻、六ヶ国召上二付、其人數ニヶ国半之内ニ引入候、一所ニ者無居所故、そこ、ニ而知行少ツ、とらせ、又蔵入之作職をもさせ申二付、方々ニ賦付候、右郷之屋敷者、皆知行高之内ニ而候二付、城

本之古屋敷ニ移置候、城を堀崩不申儀ハ、城廻り過半田畑ニ而候、堀崩たる出入候ハ、知行之高過分引入申候、就其不堀崩と、古き家老とも申候を承り候と、申上候得者、御三人とも二御納得ニ而候、(以下略)

これは寛永十年の国廻り上使の時の記録の一部であるが、これまでに前例のない全国一斉の上使派遣で、一行の総数は九州の場合四百余名にのぼったようである。⁴⁷この史料は、領内各地を巡検したあとの上使が、島津藩の家老に対しておこなった質疑応答の中の一つである。

これによれば、一国一城令によって、一国に一城の外、の城を破却(割捨)することに對し、他の国はそれをもつて破却しているのに、ここでは城を破却していないのはなぜか。またその城下には給人が多くおり、有事の時に備えているように感じるのはなぜか、という質問をしている。それに対し、城の破却についての島津側の答えは、城を堀崩すとそこを田畑にして知行を増やそうとする者がいるので、そのままにしておいた。という言い訳をしており、上使は三人ともその答えに納得したという。つまり一国一城令による城割は不徹底でも実質的に容められなかった。

この史料は一国一城令の効力について、幾つかの重要

な点を示唆している。一つは「一国一城令」の連署奉書を発給されている島津氏の領内において、「何れの城も其儘ニ被立置」とあるように、既存の支城が破却されていないという事実を上使衆が確認していたということ。二つ目は破却がされていない城郭に対し、島津藩の家老たちはこじつけ的な理由を述べ、しかもそれを昔の家老が言っていたと、第三者表現でつくろっている。さらに不思議なことの上使衆はその答えに納得している。

また史料中に「城を堀崩不申儀ハ」とあるのは、一国一城令による破却という概念に対して、寛永十年の段階で少なくとも島津側と上使衆の中では作事部分だけではなく、普請部分も必要であるという共通の認識があったことも軽視できる問題ではない。

この内容からいえることは、上使衆は一国一城令の徹底さを認めながらも、それぞれの領内の実情に即して対応している。つまり〈史料六〉にみえる島津藩の家老衆の対応こそが、一国一城令を受けた諸大名側の理解の本質の一端をあらわしている。またこれに対し幕府側である上使衆は、一応形式的な質問をしているが、一国一城令の「令」としての限界を十分認知していたため、また現実に破却されてない城を見て、納得する以外には無かったのである。⁴⁸

ただ、この史料の解釈について高柳氏は、「島津氏が脇城破却の命令を受けて居りながら、これを實行して居ないといふことは、一見この命令が威力なくて徹底しなかったが如く見られるけれども、決して左様なことはなかった。島津氏の領内に城わりが行はれなかったことについては他に理由があつたのである」と城割りが行われなかったことを認めながらも一國一城令の効力は評価している。その理由について同氏は、秀吉の征伐に六カ国を奪われて二カ国半になった時点で石垣を崩す必要のない迄に、天正期に破却が行われていたとしている。¹⁹⁾

この推測は果たしてそうなのであろうか。実は、上使衆が「其儘ニ被立置」としている城は史料では未見ではあるが、石垣が破却されていない城郭が現存するのである。例えば鹿児島県の始良郡湧水町にある栗野（松尾）城や、同郡霧島市隼人町にある富隈城がその例である。

栗野城に関しては具体的な一次史料は未見であるが、天正十八年六月、島津義弘が居城として入城したものと²⁰⁾して知られている。現地踏査の結果、曲輪については公園整備等で消滅した部分もあるが、本丸部分は比較的良好に現存する。本丸部分は自然地形を利用したものであるが、特に注目されるのは、外柵形プランが良好に認められる虎口部分である。約五メートルの石積みで、上部

は後世の積み直したあとがうかがえるが、残存する築石部は、自然石を多用した野面積みであり、横目地を通す意識がうかがえる。石の間には意識的な間詰めが見られる。合端は二番で勾配は緩やかで直線的であり、矩を返す技法は見られない。ただ隅角部には、意図的に長方形の自然石を利用した、左右の引きが明瞭な算木積みの技法を用いている。ただし隅脇石の概念は見られない。

この虎口プランの石積みの構築技法を見れば、栗野城の虎口部分の築城時期については、他の曲輪との違和感もあることから、天正十八年の島津義弘入城の段階であるとは断定できない。しかし、隅角部に見られる未成熟な算木積みの状態から見て、慶長期を下ることは考えにくい。²²⁾

また一方富隈城では、島津義久が文禄四年、豊臣秀吉の影響下で鹿児島より大隅に移住したことに始まる。大隅国の国府のあつた場所でもあり、西隣は豊臣蔵入地が設定された加治木である。縄張りのプランは、虎口部分の一部を良好に残している。石垣に関しては、非常に控えの短い石を築石部に用いており、隅角部に算木積みの概念はあまりうかがえない。この石垣の構築時期については、島津義久の入城時期、すなわち文禄四年頃と考えられている。²³⁾

ここでは栗野城や富隈城の例を挙げたが、詳細な現地踏査をおこなえばこのような例は、少なくないのではないだろうか。このように良好な形で、城の象徴的存在である本丸部分の虎口などが残されていることは積極的に取り入れるべき重要な視点である。寛永十年の段階で、国廻り上使衆と島津氏の双方にとって共通認識であった一城令による石垣部分を含む完全な破却は不徹底であったといわざるをえない。しかし、元和段階では許されていた虎口部分を含む石垣そのものの破却は、天草・島原の乱後の破却を待たずに、寛永十年の段階では許されないものとして、大名に認識はされていたのであった。

また両城は直接的に連署奉書が出された島津領であることからなおさらのことである。

元和一國一城令について史料の見地から、現地踏査の結果からみても、この「令」に対しての曖昧な解釈を認めざるを得ない。今まで多くの研究が、一國一城令そのものを理解するため、結果論としての多くの城割の実態を検証している。しかし、その根拠となる史料に一次史料が少なく、伝承の域を出ないものも多く含まれている。また現地を踏査し、発掘調査の結果を見てみると、はたして本当に元和一國一城令により破却されたのかと感じるものも多い。その根拠一つは後述するが、寛永通宝の発

見である。元和段階で破却されたはずの城から寛永通宝が発見されることが、その一端を表していると考えられる。

これらの内容を踏まえれば、多くの城郭の石垣が一城令によって石垣を含む箇所を徹底的に破却されたという後の伝承的な史料は多いが、実質的な一次史料は現段階ではあまり見いだせない。またそれを傍証する発掘結果もでていない。

つまり、前述したように、寛永十年の段階で一國一城令の内容は、石垣部分の破却を含むものとして幕府と大名たちの共通認識となっていたのであるが、現実とは異なっていたのである。

3. 一國一城令における「奉書」・「御触(状)」の問題点

一國一城令の連署奉書の伝達形態をみていくと、前述のように黒田氏の請書や細川忠興の書状に「御触(状)」という文言を認めることが出来る。果たして「奉書」＝「御触状」なのか、一國一城令の発令形態にもかわる問題として、ここでは根拠としては必ずしも十分ではないが別項として述べることにする。

これについて福田氏は、細川忠興が嗣子忠利宛の書状で「諸国城割之御触状、今日廿九到来候」の部分に注目

し、この「御触状」が一国一城令の連署奉書であると⁵⁶、また、前記の黒田氏による請書も勘案し「仮に奉書と「御触状」が個別のものであるならば、(中略)なぜ幕府は大名に対して老中奉書と「御触状」という二通りの文書による伝達をしなければならなかったのかも不明となる」と説いている。これに関し白峰氏も忠興書状の同じ箇所を引用し、「これが年寄奉書を指すのであれば、細川氏宛にも同文の支城破却を命じる年寄奉書が発給されたことになる」としている。

この理由について、両氏は大名に対する將軍や幕府の命令等が伝達されるときは「御触状」と呼ばれていたことも指摘している。両者の主張は、笠谷和比古氏が「老中奉書」はこの時代、幕命を伝達する最も代表的な文章であるが、このうち同一の伝達内容が多数の大名に対して一律に伝達されるとき、この「老中奉書」は「御触」ないし「御触之御奉書」と呼ばれていた⁵⁷という内容を継承していると考えられる。しかし、笠谷氏が述べる「この時代」という表現は、近世期のどの時代を指しているのかは不明瞭である。特に、一国一城令が大坂陣直後という歴史的画期にあたることから、この時期を検証しながら「奉書」の意味を考えなければならぬ。ここでは一国一城令の発令時期の政治的状況を鑑み、はたして

「奉書」＝「御触(状)」といえるのかを考察する。

一国一城令の発令時期は、徳川氏による「將軍型公儀」と豊臣氏による「関白型公儀」体制の所謂「二重公儀体制」⁵⁸が完全に解消された直後にあたる。しかし、二重公儀体制が解消されても、依然として將軍徳川秀忠は幕藩体制の中で主公たりえなかった。そこには大御所家康の存在があったからである。この大御所家康・將軍秀忠という二元体制こそがこの時期の奉書をはじめとして幕命の伝達系統を複雑なものにしている。

ここで問題となるのは、いったい誰が一国一城令の発令主体者であるかということである。この主体者を理解する上で次の史料を参考に挙げたい。

〈史料七〉⁶¹

(前略)

一、諸国城割之御触状、今日廿九日到來候、則門司之城今日わらせ申候、残城々使之參著次第わり候へとかたく申付候、此由御奉行衆・金地院・上州へ可被申事

一、中津之儀大炊殿へ談合之由尤二候、濟候へば能候、濟候へども不苦事

一、城わりのもやう儀被申越候、千万二一ツ前のことく城を仕候へと被仰出候共、御侘言申、一城にて居可申と

存候間、こんりんざいわらせ申候事

(中略)

以上

後六月廿九日

忠(花押)

内記殿

御返事

(傍線部は著者による)

〈史料八〉⁽⁸⁾

(前略)

一、先日可申をはたと失念候、中津之城ぞせう相かない、
其ま、をかせらるへき由候、外聞と申忝儀候、可被得其
意候、上州・佐州・大い殿へも忝由可被申候、恐々謹言

正月四日

忠(花押)

まいる

内記殿

越

御返事

〈史料七〉は、一国一城令の発令直後の閏六月二十九
日に細川忠興から嗣子忠利に宛てた書状で、文中の「御
触状」とある部分については前述した。このとき忠興は、
門司城等の破却実施の様子を「御奉行衆・金地院・上州」

へ報告するように忠利に命じている。この中で、「御奉行
衆」については一国一城令に連署した酒井忠世・土井利
勝・安藤重信の三人であることがわかる。また、中津城
の存続については、このうちの一人である利勝に談合す
ることを指示している。この史料で問題となるのは、な
ぜこの連署奉書と直接に関係のない金地院崇伝(金地院)・
本多正純(上州)に報告する必要があったのであろうか。
また〈史料八〉は、〈史料七〉にみる談合の結果、中
津城をそのまま置くことが認められたことを翌年の正月、
忠利に伝えているものである。ここにも大御所家康付き
の正純の名前をみることができる。

これについて白峰氏は、福島正則の支城であった三原
城の存続が認められるときの取次が、本多正信・正純で
あったことや、細川忠興が中津城の存続について駿府政
権の正純と秀忠將軍政権の本多正信・土井利勝が尽力した
ことを挙げている点から、「元和一国一城令は表面的には、
秀忠將軍政権より発令されたが、各大名領国内の一国一
城令の実施過程において、支城存続等の具体的交渉内容
における決定権は、江戸の秀忠將軍政権にのみ単独にあ
るのではなく、駿府の大御所政権の影響を強く受けてい
た、と考えることができる。よって、一国一城令の実質
的な本来の発令主体は秀忠ではなく家康である、と想定

されよう」と述べている。⁽⁶³⁾この見解は一国一城令の発令について、奉書発給の主体者である秀忠だけではなく、大御所家康が深く関与していることから、実質的な主体は家康にあったとしている。

しかし、この見解では大御所家康は、どのように主体性を持ち、各大名に対し独自の命令伝達形態で、それを具体的に命じていたかは不明瞭である。これについて、一国一城令に関して家康の具体的な意思伝達は不明であるが、同時期に出された次の史料を参考に挙げる。

〈史料九〉⁽⁶⁴⁾

以上

態申入候、仍今度於大坂、下々雑説申成候間、自然手切ニ罷成候ハ、中国・西国之御人数ハ兵庫・西之宮・尼崎辺へ御出候様ニ、内々御用意候而御待可被成候、併此方より御左右無御座内ハ、縦 大御所様御上洛被成候共、御上之事御無用ニ被成、御国元ニ御用意候而、御左右御待可被成候、将又此方ニ御使者御付置可被成候、替儀御座候ハ、可申進候、恐々謹言

本多上野介

卯月八日

正純（花押）

島津陸奥守殿

これは、大坂陣直前の慶長二十年四月八日、大御所家康付きの年寄本多正純から島津家久に対して出されたものである。内容は、大坂に出陣の用意をして、国元で指示があるまで待機するようにというものである。他にも正純が毛利秀就に出された史料をみてみよう。

〈史料十〉⁽⁶⁵⁾

尚以、はや何方まで罷出候、何方へ可有御出と、二日

三日宛前かとり切々御左右可被仰上候、以上

急度申入候、大御所様今月十七日八日ニ御京着被成候、將軍様同月廿四日五日ニ御上着被成候間、早々御人数被召連兵庫迄御出陣可被成候、少も被成御油断間敷候、右之通先書ニ両度迄申入候へ共、自然不相届儀も可有御座と存、重而令啓候、恐々謹言

本多上野介

卯月十一日

松平長門守殿

この史料も同じく慶長二十年のもので、〈史料九〉の三日後に出されたものである。内容は、家康が今月十七日か十八日、秀忠が二十四日か二十五日に到着予定であ

るので、早々に人数を召し連れ兵庫まで出陣するように
というものである。(史料九・十)の内容は、島津・毛
利両氏の出陣に関する重大なことを明記してあるのが特徴
で、また書き止め文言が「恐々謹言」、宛名が「殿」付け
であり薄礼であることから、これらの史料は「書状」で
はなく「奉書」であるといえる。大御所・將軍の到着と
いう情報を踏まえて、このように幕府軍にとつて出陣と
いう重要な決定事項が大御所付きの正純から「奉書」に
よつて発給されているのである。この史料を「奉書」と
定義づけるため、参考に同年、正純が家久に宛てた「書
状」をみてみることにする。

〈史料十一〉⁽⁶⁶⁾

以上

尊札致拜見候、仍 大御所様鷹之目の硫磺五百斤御進上
被成候、則致披露候処、遠路之儀早々被入御念旨、不大
形御珍重ニ被思召、残所無御座御仕合御座候間、御心安
可思召候、然者今度大坂之儀、両 御所様思召御儘ニ被
仰付、御機嫌能御帰陣被成候儀目出度思召候由、御紙面
之通懇申上候、然而去比在京中御仕合能、早々御帰国被
成候儀、御満足之段奉察存候、将又 大御所様為御鷹野、
今日廿九日ニ駿府御立、関東へ御下向被成候、此表相替

儀無御候、相応之御用等御座候者、可被仰付候、不可存
疎意候、猶期後音之節候条、不能一二候、恐惶謹言

本多上野介

九月廿九日

正純(花押)

島津陸奥守様

貴報

この史料は慶長二十年九月二十九日付けの「書状」で、
家久が家康に鷹の目の硫黄を贈つて大坂の戦勝を賀したお
礼と、家康が二十九日に駿府を發ち、江戸へ鷹野のため
に赴くことが記されている。この内容は、書き止め文言
が「恐惶謹言」、宛名が「様」で脇に「貴報」とあり厚礼
の文書形態で、(史料九・十)とは明らかに異なる。

大御所家康は、(史料九・十)にみるように將軍秀忠
と別系統の「奉書」を以て命令を傳達していたのであり、
これは同時に、本多正純が大御所の命令である「奉書」
を發給できる立場にあったことも示している。正純は、
方広寺の鐘銘事件から大坂陣の開戦に持ち込んだ「功勞」
者で、家康に従い大坂に行つた。この時、秀忠より自分
が大坂に着くまでは攻撃の開始を待つことを家康に言上す
るように執拗に頼まれている。⁽⁶⁷⁾つまり、正純は家康の出
頭人として大きな権限をもつて「奉書」を發給していた

のである。

したがって〈史料七・八〉にあるように、細川忠興は、一国一城令の奉書に連署した三名以外に大御所家康付きの正純を氣にかけていたのである。ここで忠興は、別系統の何らかの指示を正純から受けていたことも想定できよう。よって、「幕府が大名に対して老中奉書と「御触状」という二通りの文書による伝達をしなければならなかったのか」という福田氏の疑問は、幕府からの伝達は將軍秀忠側だけではなく、大御所家康側からもあったことでも理解できよう。つまり、双方の指示は大名たちにとって幕府からの命令伝達ということになり、大名たちにとっては両者を区別する意識はあまり無かったのである。また、このように大御所家康付きの年寄正純の発給による「奉書」（書状ではない）が存在するということは、幕府の命令が一元化されていなかったことは明白である。そして、当時の大名たちもその認識は十分あったのである。このように幕府の意思伝達が混在し、それを大名たちに知る努力をさせる。これが大御所・將軍による二元体制の本質であった。

では、これらの内容を理解した上で、一国一城令は果たして「奉書」＝「御触」であったのかを検証してみたい。ここで考えなければならぬのは、黒田氏の他に一

国一城令の連署奉書を受けた大名の書状等に、「御触」という文言を見受けることが出来るかということである。これについて一国一城令発給直後の二十日、鍋島勝茂から重臣の鍋島生三へ宛てた書状をみてることにしよう。

〈史料十二〉⁽⁸⁾

急度申遣候、居城之外之城々平地ニ引可申之由、御触二候間、様子承合、重而可申遣候、さ候ハ、蓮池之天守・矢蔵・屏其外倉家、皆々佐賀本丸二ノ丸ニ作可申候間、我等下迄ハ先其分ニ候て、立ながら可召置候、あひあひの土手計、堀ニ引理可申候、於様子者重而申遣候へ共、為心持、先申遣候、謹言

後六月廿日

勝茂（花押）

生三まいる

（傍線部は著者による）

この書状は、勝重が支城である蓮池城の天守・矢倉などを解体し本城である佐賀城へ移設する指示を行っているものである。この史料は一国一城令の発令の七日後になることから「令」を反映した内容であることは明らかである。この中で「御触」という文言に注目してみると、その実際の内容が「由」以前にあることが理解できる。

すなわち、「居城之外之城々平地二引可申」の箇所が幕府からの「御触」なのである。書状では、「由」を用いて他者の内容を引用するのが普通なので、この部分は当然「御触」文言を具体的に踏襲しているといえる。ここで、

問題になるのが一国一城令の奉書に「平地二引」という破却の具体性を持つ内容が全く触れられていないことである。もし「御触」＝「一国一城令」であるなら、この「由」以前は勝茂の創作であることになり、立論に無理が生じる。この例を鍋島氏で見ると「連署奉書」に「貴殿御領分中居城をハ被残置、其外之城者、悉可有破却」とある「破却」という概念が不明瞭であった部分の具体的内容が、「御触」にある「平地二引」という内容である。よって、鍋島氏にも黒田氏同様に「連署奉書」と「御触」の二系統の指示があったと考えた方が自然である。この二系統の伝達形態は、そのまま大御所家康と将軍秀忠の二元体制を現している可能性もあり、あくまで推論の域を出ないが、「御触」＝大御所、「奉書」＝将軍という関係もありうるのである。

今まで述べてきたように、一国一城令の発令段階では大御所・将軍という二元体制があり、その中でそれぞれの年寄衆が別系統の文書を発給していた。このような中で、この指示内容はあるいは混在し、それぞれの指示と

して大名たちに受け取られていたのである。このような政治状況の中で発給された一国一城令の「奉書」は、「御触(状)」と同一であると単純視できないことは明らかである。

四、寛永期の破却

元和一国一城令は、前述のように具体的な強制力を持たないものではあったが、恭順の姿勢で受け入れた大名もあり、その結果城郭が破却されているものも多い。しかし、その破却は徹底したものではなかったといえる。前述した島津氏の例はその一つである。また、一方では、その後も破却されている城郭があるということである。その具体的に一次史料で確認できるものひとつは、寛永十四年に起こった一揆、「天草・島原の乱」後の破城である。この一揆は翌年二月二十八日の原城落城により終結をみるが、その後、幕府軍は一揆後の処理と再発防止に迅速に行動し、先ず三月一日に原城本丸の破却を命じ、その後個々の大名に領内の古城の状況を報告させ、その状況により再度破却を命じている。

寛永十五年の破却は、何点かの史料が現在確認できる。④
今までは断片的に掲載されており、寛永期の破却についてあったのか、なかったのかの議論となっていたが、一

連の史料を見ていくとその背景と従来の研究で見落とされた点が理解できる。以下日付を追ってみてみたい。

〈史料十三〉

四月十二日の追而書案、細川忠利、中沢一楽宛披露状⁽⁷⁰⁾
一、伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百性武具など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなど、の御用と、下々沙汰仕候、此外不存候、とかく備中殿ニ被仰越候儀共、又被存寄通、兩人より言上被任、其御返事迄者、小倉ニ逗留と申候事、

これは、小倉より熊本に四月十日に帰国した細川忠利⁽⁷¹⁾が、江戸にいる父の忠興に送った披露状である。これによれば小倉で情報収集した忠利は、小倉に幕府上使松平信綱（伊豆）・副使戸田氏鍊（左門）が逗留している理由の一つは、天草・島原の乱後の、国々の古城の石垣の調査と、それを破却するためであると、大名たちは認識していると忠興に報告している。

〈史料十四〉⁽⁷²⁾

四月十四日

一、御国中ノ古城ニ石かきのこり有之所候ハ、早々御

こわさせ被成候へとの御触にて候間、急度相改、石かきの有之候古城候ハ、書付可差上旨、御奉行津川四郎右衛門殿

四郎右衛門殿より之御使中西傳兵衛

右之通重而修里を以被成御尋候

御請ニ

いづれも古城之分、石かきくづし申通候承候間、定而別条御座有間敷と存候、左候ハ、為念候間、見せニ遣可申候由、申上候へハ、

左様ニ可有之とハ被思召候へハ、為念見せニ可遣候は、被為得其意由被 仰出也、

この史料は細川家の政務記録である「奉書（細川）」⁽⁷³⁾の内容であるが（以下江戸幕府発給の奉書と混乱を避けるため「奉書（細川）」とする）、忠利が忠興に披露状を送った二日後には、細川氏に「御国中ノ古城ニ石かきのこり有之候所候ハ、早々御こわせ被成候へ」との「御触」⁽⁷⁴⁾があり、石垣のある古城の書付を提出するように指示している。この「御触」では元和一國一城令に見られるような「悉可有破却」という曖昧なものではなく、具体的に「石かきくづし」という指示が出されていることは注目すべき点である。ここで、城郭の破却は石垣を破却す

ることであるという幕府の意図が明確に「御触」で示されたのである。これに対し、細川氏は、〈史料十三〉の石垣の残る古城を改めるといふ噂に対し、〈史料十四〉にみるように「御触」を受け取り、それに対する行動をおこしている⁽⁷⁶⁾。そして約半月後に古城の石垣の調査が終わったようである。

〈史料十五〉⁽⁷⁶⁾

五月五日

一、御郡々々古城石かき并土手・古堀のこり有之候哉、改候へと、先日被 仰付候かいか、候やと、須佐美権丞御使者被 仰出候事、右之段、先日被 仰出候、則申ふれ、大形申来候、芦北郡ノ古城之事、念を入候と重畳申渡二付而、いまた不申来候、定而近日可参候間、可申上由、御請申上候事、

これも同じ「奉書（細川）」で、「御触」が古城の石垣の破却を示しているのに対し、石垣の他に土手や古堀まで神経質に調査していることが理解できる。古城の調査は大方終了しているが、その中でも「芦北郡の古城」については、特に念を入れて調べるようにとの指示をしている。また、それに対しての報告が未だ無いことにたい

し、早急に報告すべき事を指示している。つまり芦北郡の古城は、古城の調査が不十分な段階でも気にかかる存在であった。

それでは、「芦北郡の古城」について早急に報告すべしとあるが、これはいったい何を意味しているのであるか。その答えは次の書状で明らかになっていく。

〈史料十六〉⁽⁷⁷⁾

五月十日、細川忠利、戸田氏鏡宛書状

一筆令啓上候定る者也、可被成御下着候、上様弥御機嫌能可被成御座と奉存候、然者、我等国之内ニ古城之石垣など候ハ、崩させ可申由被仰聞候つる、左様之所者御座有間敷と存候由申入候へとも、為念と存此間中迄答、左様之所も久敷城地などニ御座候事も候わんと、色々尋候へとも、只今迄ハ見出不申候、合志郡と申郡に五・六十年以前合志と申仁居申候、山も茂り久敷儀にて、城山とも近代之者ハ不存候、是を承付見申候へハ、山ニ豎横二ちいさき堀など御座候処、賢キ山にて候間、石垣にてハ無御座候へとも、此中か、り候て、切埋申事候、無故事を仕置、其上大木茂り下々骨を折申候事、可被成御推量候、恐惶謹言

五月十日

戸田左門様

人々御中

〈史料十六〉は内部調査が終わり、副使氏鏡に対してその報告のための書状である。これによれば細川氏は、〈史料十四〉にみえる古城石垣の破却についての「御触」の内容をうけ、色々調べたが、石垣のある古城は今まで見つからない（「只今迄ハ見出不申候」）。ただ石垣の古城ではないが、合志郡に五・六十年前の古城があり最近の人が認知していない程度のものであったが、現地を見れば小さな堀があったためそれを埋めたと報告をしている。ただこの段階では五月五日の「奉書（細川）」（〈史料十五〉）にみられる「芦北郡の古城」については、全く触れられていない。というより、芦北郡の古城については、意識的に曖昧な申告をしているのである。

この点は、従来見落とされてきた点である。幕府側に曖昧な報告をしなければならぬ理由が存在したのである。

この理由を以下の史料によりみていくことにする。

〈史料十七〉⁸⁰

六月七日、細川忠利、戸田氏鏡宛書状

御下向候而 上様御機嫌之程察入存候、

一、鍋島・柳飛など召候、先々何と御機嫌御座候ての御

事と、何も聞耳を立て居申候と聞申候事、

一、先書二申入候、昔の古城二堀之御座候所、此近比か、り候て、大普請仕埋申し候事、

一、石垣の有所ハ無御座候、然とも佐敷・みな又と申兩所、古肥後時城御座候をわり申候つる、堀も埋申石垣ハ勿論崩候得共、はしはしに石之見へ申候所少御座候、入ぬ所にて候へともそれも石をのけさせ申候、此段伊豆殿へも御物語被成可下候、恐惶謹言（以下略）

〈史料十八〉⁸¹

六月七日細川忠利、松平信綱宛書状

一筆令啓上候、上様弥御機嫌能可成御座候、次鍋島信濃・柳原飛騨被為 召寄罷下候由承候、御機嫌之程如何御座候ての儀と無御心元存候、将又、我等国内石垣之有所ハ無御座候て、然共佐敷・みな保と申兩所、古肥後守時城御座候を割申候つる、堀も埋申石垣は勿論崩候へとも、端々二石之見へ申候所少ハ御座候、不入所にて御座候へとも、それも石をのけさせ申候、自筆にて可申入候へとも、江戸にて如相煩候積も差出手振申候間、他筆にて如是御座候、

（中略）

尚々先筆二申入候、合志と申所に御座候古城二堀之御座

候所、此近比迄かゝり候て、埋申候、以上

この二つの史料は、同日に細川忠利から松平信綱と戸田氏鏡に出された書状である。内容を見てみると氏鏡宛書状の書状では、最初に五月十日の内容で触れた合志の古城について、堀を埋めてそれが大普請であった事を述べている。つぎに五月五日の「奉書（細川）」にみられる「吉北郡の古城」の現況が明らかにしている。それを述べたのがこの二通の書状である。これによれば、佐敷城と水俣城に関しては、前領主の加藤氏があまり破却を熱心に行っていない⁸²。そこで石垣を壊し堀も埋めた。しかしまだ端々に石垣の石が散見できるので念のためその石もつけた。

特に〈史料十七・十八〉は、城郭の破却について重要な問題を示している。つまり前領主の加藤氏の段階では支城の破却が不十分であったこと。特に佐敷城・水俣城など吉北郡の古城については特に不十分で「奉書（細川）」に見られるように、現地調査の前から懸念材料であったこと。忠利が幕府の上使・副使の両方に同じような文面で書いており、氏鏡に対しては上使である信綱に伝えてほしいと書き添えていること。また信綱に対しては、本当は自筆で書くべきところ病気のため手が震えて書けない

ため、代筆を頼んだことなど忠利の上使衆に対する慎重な対応が窺える。さらに両方の書状の書き始めに、天草・島原の乱の軍令違反で江戸に召喚された、鍋島勝茂とその軍目付の榊原職直ら細川氏と親交の厚い二人についての去就も「無御心元存候」と心配している。細川氏の天草・島原の乱の活躍について、江戸でそしめる人も多いと父の忠興より注意を受けた忠利の緊張感が伝わってくる。

しかし史料を見れば、石垣のある古城があったのか、なかったのかという内容に対しては、意図的に焦点を定めていない不自然な印象を受ける。また、〈史料十四〉の「御触」に「古城二石かきのこり有之所候ハ、早々御こわさせ被成候へと」と示されているように石垣のある古城が対象であるのに、肥後国内に多く存在していた石垣のない中世城を、特に合志の城（竹迫城）だけを、報告対象にしていることも何か論点をはぐらかしているようにも受け取れる。このとき忠利は、五月十日に「左様之所御座有間敷と存候」と述べた書状と六月七日の書状との矛盾点を埋め合わせる事に対し、かなり神経質になっていた。七月四日、江戸在府の嫡子光尚に「松伊豆殿へ、先度合志郡古城在之を割候由之状、被届候由、未御返事不來候由、戸左門殿返事は請取申候⁸⁵」と述べており、信綱からの返事が無いことがかなり気がかりであっ

たのである。⁸⁶⁾

ということとは、中世城を含め石垣や堀の残る古城が意外に多かったことが想定できる。特に史料から見れば佐敷城・水俣城は、元和一国一城令の段階での石垣部分について幕府側から納得がされるような破却はなかったと推察できる。特に慶長十六年に加藤氏の重臣に対して出された下知状があるにもかかわらず、その対象となっていない水俣城については、元和期を経過しても石垣部分の破却は不十分であったことはきわめて重要である。

細川氏は、天草・島原の乱後、幕府上使衆が古城の石垣の破却を確認するのが、任務の一つであるという情報を手に入れて、急いで対応した。また懸念のとおり破却されていなかった佐敷・水俣城に対しては、「古肥後時」のことであるという言い訳も忘れていない。

このことから考えれば、寛永十年の国廻り上使の段階では、元和一国一城令が、あまり効力をもったものではなかった。だから上使衆もそれを認知しており、前述の島津氏の様な対応でも納得するしか無かったという史料に対しても説明ができる。ただ前述のように、細川氏は親幕の外様大名として小倉時代に忠実に徹底した破却を行っており、肥後転封になった後、加藤時代の支城の残存状況を見てかなりの違和感をおぼえたのである。

特に、五月五日の「奉書（細川）」（史料十五）に見られるように、既に調査前に細川忠利には、一国一城令について前領主の加藤氏はあまり徹底した破却をおこなっていないという認識があったからこそ「芦北郡ノ古城之事、念を入候と重畳申渡ニ付而」というような指示を出している。従って肥後入国後の細川氏は、加藤氏の残した古城の処理に苦慮していたのである。

また、肥後国で一次史料による元和一国一城令の破却や、それ以降の城郭の破却については管見の範囲内ではない。天草・島原の乱後の破却の例は、たとえば宇土城や関ノ城（鷹ノ原城）などがあるとされているが、ほとんどが二次史料であり伝承の域を出ないものであるといえる。しかし、前に述べたように近年の城郭の発掘調査により寛永通宝が出土したことは、これらの問題に対して一つの結論を得ることができる。たとえば熊本県南関町関ノ城では、根石部分から寛永十二〜三年鑄造の「古寛永」と言われている寛永通宝の出土があった。出土地点は破城により石垣を隠すため多く搬入された根石部分の土からである。つまり少なくとも、石垣の根石部分を覆う土は寛永十二〜三年以降であることは疑いのないことである。発掘調査の結果では、元和一国一城令の段階で、関ノ城は石垣が壊されたかどうかは不明であるが、土を

かけて見えなかった状態ではなかった。よって、石垣を伴う城郭としての機能は温存されていた可能性は否定できない⁽⁸⁷⁾。しかも、この関ノ城は、今まで述べた寛永十五年の史料に見受けることができないことは極めて重要なことである。結果として、細川領となった肥後国は寛永十五年の「御触」をもって、八代城という支城を例外としながらも、実質的に幕府が指向する「一国一城」を実現したのである。これは、幕府にとっても各大名の支城体制を決定づける画期でもあった。

このような視点から出土物を見てみると、確かに寛永通宝の出土が、細川領では、佐敷城・宇土城などにある。発掘調査では、寛永通宝の出土状況は残念ながら土層との関係は石垣と比して明らかではないが、今後さらに発掘により、たとえば、絶対年代の編年的研究がすすんでいる肥前系の陶磁器など多くの遺物が出土すれば、実質的な破城時期の目安になるであろう。

おわりに

徳川幕府成立期において、城郭政策が重要であることは疑いないが、幕府が命じた支城破却は、各大名にとっても自己の領国経営政策に画期をもたらしたいといえる。本稿では、徳川幕府の城郭政策に関しての発令や伝達形

態に注目し、それを「下知状」「連署奉書」「法度」「御触」と四段階に分け、各大名がどのように受容してきたかを検証した。

このなかで、特に連署奉書による「一国一城令」は、各大名の対応があるように、現象面では広く浸透し、その結果「令」としての機能を持っていると考えられている。また現在確認できる史料に対し不十分な史料批判により、城郭破却の研究がなされ、それが元和段階であることを前提として結論が出されていた感がある。しかしあくまで「一国一城令」は、連署奉書の書状形式で発給されたものに他ならない。その性格は時限的効力しか持ち得ず、発給された側に伝わればその効力はなくなってしまうという前提を見逃すことはできない。つまり一国一城令が発給された段階では、元々主君であった豊臣を減ぼしたという事実があり、いきなり全国レベルで高圧的に政治のインシアチブをとることに対し不安感を覚えた結果、下知状ではなく奉書形式で出すことしかできなかったのである。この点は、慶長十七年に家臣団統制のため肥後国加藤家重臣に出された下知状と全く異なるものであったが、奉書の対象外の各大名も結果的に多くのものが受け入れた。

この一国一城令の情報入手を図った各大名は、「連署奉

書」「内意」「外聞（情報確認）」など受け取り方が様々で、「令」自体が具体性を持たないこともあり、破却の仕法にかなりの差を生じさせた。特にこの中で、各大名が知る努力をした結果である「外聞」による伝達はむしろ今後注目すべき点であろう。⁸⁸多方面から情報入手した各大名の解釈は当然異なり、必要以上に支城破却をするものと、領国経営に合わせ形式的に破却するものに分かれていた。また、大名によっては、支城破却をむしろ積極的に受け入れることにより家臣団統制に利用した点も注目できらる。

また、従来からある一国一城令の「奉書」は、「御触（状）」と同一のものかという議論について、実際に連署奉書が発給されている鍋島氏の例をあげ、勝茂が家臣に對し、一国一城令の奉書にその文言がなく、かつ具体的な指示である「居城之外之城々平地ニ引可申」という内容が「御触」により出されていることを指摘し、必ずしも「奉書」≡「御触（状）」ではないことを指摘した。この時点での、幕府による命令伝達形態は、発令段階で大御所家康と將軍秀忠の二元体制において、両者がそれぞれ「奉書」を発給していたことから、一般に考えられているようにそれほど単純なものではなく、大名たちが両御所の指示を幕命として理解していたのである。

一国一城令が具体性を持たない性格上、曖昧な解釈により不十分な破却がなされていたものが、寛永期に偶発した天草・島原の乱を経て、石垣部分を含め、或いは土をかけて徹底的に見えなくするといった完全な破却となり、それが元和期の一国一城令を見直すきっかけとなった。

次に、個別大名の例をみていくと、一国一城令の発令後、例えば細川氏のように幕府に對して神経質な大名は、城割の触状があると迅速に行動し幕府の意向に添うように心がける。それは細川忠興が忠利に對し、寛永十四年五月二十日の書状で、「我等と其方事、何かな悪事候ハ、可申上と存もの之之間、物語ニ至まで分別可仕由、いつそやも申候ことく、万事上様御前と心得テ我等ハ居申候條、御糺明在之ハ可申開と存覚悟候⁸⁹」といっているように、常に世間を気にし、幕府に對して気を遣っている、いわゆる幕府の優等生である細川氏だからいえることである。

しかし一方では、島津氏のように確実に一国一城令の奉書が発給されいながら、具体的な対応をあまりせず、寛永十年の国廻り上使の段階で説明を求められるという様子は、緊張感のある細川氏とは全く対照的である。また加藤氏時代の肥後国には、破城に對する具体的な一次史料はないが、肥後国に転封した細川氏の書状類に見られ

るように、破却があまりされていらない。細川氏は入国後にその現実を知り、天草・島原の乱後の支城破却について幕府側に曖昧な報告をしてまで徹底化させることに苦慮する様子が窺える。史料的に見れば忠利が特に注目した佐敷城・水俣城は、石垣が一国一城令の段階では石垣があまり壊されていなかった。また発掘の結果、寛永十五年の史料に見ることができない南関町関ノ城での「古寛永」の発見を見れば、少なくとも幾つかの城郭は、天草・島原の乱後の破却があることも首肯できる。

また管見の範囲であるが、島津氏のように、元和一国一城令に従わなかった大名に対し処分がされた例は見えない。元和五年の福島正則の改易についても「今度広島普請事、被相背御法度之段、曲事被思召候⁹¹」とあるように、あくまで武家諸法度に背いたことが理由である。

一国一城令の効力については、発令段階では大名間に認識の差があったことは今まで述べてきたように疑いのないものである。この段階で石垣部分を含む破却した大名とそれをむしろ行わなかったと推測できる大名が存在していることは重要である。また、島津氏の例に見れば、寛永十年の段階で、石垣部分の破壊の必要性を認識していることも注目できる点である。このとき国廻り上使衆には、一国一城令で石垣は壊さなければならなかったとい

う認識がありながらも、現実的に破却を命ずることが出来ずにいた。つまり上使衆の行動こそが幕府側の一国一城令認識の本質を現しているが、「令」を受けた大名の対応はかなり差があったのである。

一国一城令が、その存在を幕府と各大名に再認識させたのが天草・島原の乱である。このとき一揆勢が立て籠もった原城をはじめとする石垣のある城郭の破却が不徹底であったことが問題となり、再びそれが対象となり多くの城郭の石垣が徹底的に破却されている。この段階での幕府の指示は「城郭破却」⁹² 「石垣の破壊」と明確に「御触」で示されている。

以上のことから元和一国一城令は、発令段階では幕府権力の曖昧さを自ら示すものである。しかし、具体性を持たないこの「連署奉書」に対し、家臣団統制のためもあって多くの大名たちが蓋然的に従う形となり、寛永期を経過することにより、幕藩間に「令」として認識を強めていくことになったことは指摘されるべき点である。

徳川幕府は、一国一城令に多くの大名が従った結果、「右可相守此旨者也」と諸大名に対して優位性を強調できる武家諸法度を発布することができたのである。元和一国一城令の本質的性格は、武家諸法度よりはじまる一連の大名に対しての城郭政策の試験的要素が強く、この一

部の大名に出された連署奉書を全国の大名が受け入れたことが徳川氏を実質的な主公に押し上げ、次のあらかじめ準備された「法度」の受容に繋がるのである。つまり幕府からみれば一国一城令によって支城整理を行わせそれを「法度」で規定したといえる。このことは、武家諸法度にある「況新儀之構營堅停止事」の文言が、実は大名の武力を殺ぐという一面だけではなく、各大名が一国一城令で指向した「領国統制のために本城下に家臣団を集住させる」という思惑と一致している点も強調しておきたい。

また、天草・島原の乱後に「御触」を請けた細川氏のような大名は、前提である「法度」を意識した上で城郭の再破却を徹底して行った。その意味では、この「御触」は、一国一城令時の「御触状」の曖昧さとは全く性格を異にしている。

徳川幕府の城郭政策は、「下知状」、「連署奉書」、「法度」、「御触」と段階的に行われた。幕府の城郭政策を「法度」まで押し上げ、その後の「御触」も各大名に「法度」同様に遵守させることを可能にしたのは、連署奉書により発給され各大名に「令」として認識された一国一城令の発令であった。

註

(1) 小和田哲男氏は、「当代記（史籍雜纂）一〇八頁」第二の「此二三箇所年中、九州・中国・四国衆、何も城普請専也、乱世不遠との分別歎云々」という部分を引用し、「慶長期」というのはわが国築城史上一つのピークをなす時期で、まさに「築城ラッシュ」といっても過言ではない状況であった」としている（小和田哲男「元和一国一城令以前の城割」「古城」十七号一九八二年、後に『中世城郭史の研究』（小和田哲男著作集 第六巻）二〇〇二年、に転載される）、同書四八四頁。

(2) 城郭の破却方法に関しては、その具体的な仕方や方法を述べた所謂「仕様書」の類は明確に存在していない。また、近年の考古学的な発掘調査により破却方法に大きな差異が認められている。これについては後述する。

(3) 古くは高柳光寿氏の研究（『元和一国一城令』『史学雑誌』三三編一―号、一九二二年）を始めとして多くあるが、論点が異なるため、ここではいちいち挙げない。

(4) 例えば福田千鶴氏は、豊臣期の城割りから慶長期の築城ラッシュ、一国一城令を段階的にとらえ、「慶長期の築城ラッシュにおいては、乱世を前提とする戦鬪本位な城郭（居城及び端城）が建造された。徳川政権下では豊臣期の「入らざる城は破る」という城破り制作を継承したことにより、大名領国内における「入らざる城」の判断は大名の意志に任ざれていたからである。（中略）一国一城令は、端城を「入らざる城」として破城の方針を明確にし、公儀の「觸」とした点で画期的な政策であった」とし、高柳氏の論功を積極的に継承している（福田千鶴「十七世紀初頭における城郭政策の展開 城割りの視点から」『空論集きんせい』第十七号 近世史研究会発行 一九九五）。また、この論旨において、一国一城令を「觸」と定義していることは注目できるが、これに対しては異論がある。この点は後述する。

(5) 小和田哲男前掲論文、同「二国一城令の不統一性」『城郭史研究』

三号 一九六八年、同「二国一城令の施行状況」『日本攷究』十六号
一九七〇年(後に三編とも『中世城郭史の研究』(小和田哲男著作集 第六卷)二〇〇二年、に転載される)。この中で小和田氏は「一城令が、全国の大名を対象として出されたものでないことも、実例を挙げて述べている。

(6) 福田氏前掲論文、六十二頁。

(7) 福田氏は、近年の発掘調査の結果には若干触れ、一國一城令後に破却されたと言われる端城にほぼ完全な形で石垣が残っていることにも注目し、「城破りが徹底的な城郭の破壊を意図としたものでなければ、城破りを単なる軍勢力削減の問題として捉えるだけでは不十分である。つまり、城を破ることの社会的意味を本質的に問いつ直す視点が必要られているといえよう(福田氏 前掲論文、五十三頁)」と今後の研究に対し軽視できない問題提起を行っている。しかし、同氏が主張する「画期的な政策」であるはずの一國一城令がなぜ不徹底であったかの考察はなされていない。

(8) 白峰旬『日本近世城郭史の研究』一九九八年、一五三―一八一頁。

(9) 細川氏が中津城の存続が認められ時、細川忠興が忠利に対し「上州・佐州・大い殿へも忝由可被申候」(元和二年正月四日細川忠利宛細川忠興書状『大日本近世史料 細川家史料』一―一〇号、以下「細川』一―一〇号のごとく略す)と伝えていることなどから、支城の破却や存置の交渉過程に將軍秀忠だけではなく大御所家康の関与が大きいとしている。(白峰 前掲書 一五三―一八一頁)

(10) たとえば豊臣秀吉の奥羽仕置や九州征伐による城割を前駆形態と捉えるか否かであるが、これについて白峰氏は「元和一國一城令」と述べて一連性を否定しているが、何故異なるのかということが幕藩関係の中で述べられてはいない。

(11) 「家忠日記増補」『大日本史料』一二編の八、三二八―三三〇頁。

(12) 「台徳院殿御実紀」『徳川實紀』第一篇、五八九頁。

(13) 一國一城令の大名側の家臣団統制の思惑と一致している点は白峰氏

も強調している(白峰前掲書、一四〇頁)。しかし、すでに高木昭作氏が佐竹氏などの例を挙げ、「これらの事実は、一六二五(慶長二〇)年閏六月の一國一城令にも単に大名の武力を殺ぐというだけでなく、大名家内部の主従関係の統制の面からも評価されなければならないことを示しているよう(『江戸幕府の成立』『岩波講座 日本史9』近世1、一五〇頁、一九七五)」と述べており新しい視点ではない。

(14) 島津家文書 東京大学史料編纂所蔵。『鹿児島県史料』旧記雑録後編四、一一八〇、六〇〇―六〇一頁。『大日本古文書』家わけ十六ノ二、一〇一〇、三〇四―三〇五頁。

(15) 白峰、前掲書、一五六頁。白峰氏の見解は、この違いについて「島津氏・毛利氏が一國以上、山内氏・黒田氏が一國を領有する本来の意味での国持ち大名であるのに対して、鍋島氏が国持大名と称されているものの、実際には肥前一國をすべて領有しているのではなく(元和元年時点で肥前国内には他に、唐津城主寺沢氏や平戸城主松浦氏などが存在した)、その意味で「御分國」ではなく「御領分」というように山内氏・島津氏・黒田氏・毛利氏宛のものとは区別して書き分けられているのである。この点については従来の研究史で全く指摘されてこなかったが、発令形態の相違という意味において、根本的な問題を包含するものとして重要視すべきである」とこの書き分けが従来指摘されなかつた点を強く主張している。また、福田氏は、表現の違いについて、諸大名の領有の実態に即して「二分國一國」「一領分一城」の意味に理解され、形式的に明確に理解され、具体的に発給されておき、「一國」とは「分國」と「領分」を包含する概念であり、幕府は幕藩制下における多様な領有のあり方を包摂的に捉える象徴的な表現として、「二國」と表記したのである(福田千鶴『江戸時代の武家社会』二〇〇五年、五二頁)と積極的に理解をしている。書き分けを認めている点については両者の見解は同じであるが、単に五大名に発給された「一國一城令」の奉書のみと比較検討するだけで、他の奉書との比較がなされていない。

(16) いずれも前掲、島津家文書。藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』中央公論社 一九九一年、図版及び二二～二四頁。『鹿児島県史料』旧記雑録後編四、二二七五、五九八頁。

(17) 白峰前掲書(14)を参照。

(18) 福田前掲論文 五十二頁。

(19) 鍋島氏には同日に内容の異なる連署奉書(『鍋島勝茂譜考補』)が発給されており、参考のためにあげることにする。「一国一城之外破却候様ニと被仰出候、可被得其意也 閏六月十三日 安藤対馬守重信 土井大炊頭利勝 酒井雅楽頭忠世 鍋島信濃守殿」。この史料は(史料二・三)に見られるような奉書と内容が大きく異なり、しかも鍋島勝茂宛のものしかみることができず、また原文で無いことが特徴である。この奉書には「一国一城」という文言が使用しており、一国一城令と呼ばれる根拠となっている史料である。しかし、大炊助であった土井利勝を大炊頭と誤記している部分がかかる。また、肥前国は佐賀藩を領有している鍋島氏だけではなく、唐津藩(寺沢氏)・大村藩(大村氏)・島原藩(松倉氏)・平戸藩(松浦氏)と一国に五城あり、あきらかに一国一城となりえないにもかかわらず、あえて「一国一城」としている。これは、幕府が一国に一城という概念を貫徹する事ができない反面、各大名にとっては自己の領域を「一国」として幕府から容認されたものとして理解できる。また、この史料が重要なことは、同日に同じ年寄衆から異なる文言で一国一城令が出されている事である。

(20) 一国一城令の正本で、島津家久宛と黒田長政宛(福岡市博物館「黒田文書」第二巻 二〇〇二年、四一号文書)の連署奉書を比較すれば、二点に関しては同筆と考えられる。一方、島津氏・黒田氏と同文である毛利氏宛の奉書(毛利博物館蔵)は右筆が異なっていることは留意すべき問題である。また、「御領分」と記された、元和二年の家久宛のキリシタン取り締まりの老中奉書については、筆が異なる。

(21) 確かにその後「年寄連署奉書」が、幕藩体制確立の寛永期以後に

「老中奉書」として変化をとげれば、それ自身が各種の権威性を持つようになる。例えば細川氏は、寛永十三年の熊本城普請の許可の根拠を老中奉書の付年号に求めた例もある(山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」『東京大学史料編纂所研究紀要』第2号 一九九一年、四九～五〇頁)。しかし老中奉書自身が広範囲な効力を持っていたわけではない。

(22) 佐藤進一「古文書学入門」法政大学出版局 一九七一年、一五九頁。

(23) 福島貴美子「江戸幕府初期の政治制度について―將軍とその側近―」『論集日本歴史七 幕藩体制Ⅰ』有精堂 一九七三年、一三七頁。

(24) 藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』中央公論社 一九九一年、二四頁。

(25) 中村直勝『日本古文書学 上』角川書店 一九七一年、八〇七～八一六頁・八二九～八三九頁。

(26) これについて笠谷和比古氏は、「独自の支配体制の主催者として、徳川幕府と並立する存在であったことを推定しうるのである。豊臣秀頼と豊臣家はこの時点では微力であるが、潜在的に関白型公儀を実現し、その首長として君臨しうる政治的能力を保持した存在なのであった」とし、「二重公儀体制」として位置づけている。(笠谷和比古「関ヶ原合戦」講談社選書メチエ 一九九四年、一九七～一九八頁)。

(27) 山本博文氏は「奉書と書状を分けるものは、宛名が「殿」か「様」かという点である」としている(山本、前掲論文 四九～五〇頁)。また高木昭作氏も同様の見解を述べている(高木昭作「近世史研究にも古文書学は必要である」永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編「中世・近世の国家と社会」東京大学出版会 一九八六年)。この「殿」か「様」が奉書と書状を分ける理由を明確に首肯する例としては、次の奉書がある。「以上 急度申入候、貴殿御人数有馬表江可被相渡候、為其如此二候、恐惶謹言(寛永十四年) 極月廿九日 石谷十蔵貞清(花押) 板倉内膳正重昌(花押) 細川肥後守(光尚 殿)(拙著『新史料による 天草・島原の乱』その時、徳川幕府軍はどう考えた

- か」九州文化財研究所・城南町歴史民俗資料館 二〇〇九、一〇〇頁。
- この史料は、天草・鳥原の乱時の寛永十四年十二月二十九日に幕府軍の上使である板倉、石谷両名の連署で細川家の嗣子である光尚に発給された原文書である。この日の前日の二十八日に小倉に松平信綱が到着した事を聞いた板倉らは、何としても原城を落城しようとして、熊本の川尻に待機していた光尚に発給したのがこの奉書である。また、この奉書が、有事の状況で発給されたと決定づけられるのは、同月十二日に発信者と宛名を同じくする書状（細川家史料、林千寿『八代の歴史と文化シリーズ十二 天草・鳥原の乱 徳川幕府を震撼させた百二十日』八代市立博物館未来の森ミュージアム 二〇〇二、一九二頁に所収）が「細川肥後守様」と明確に「様」付けになっており、敬称が明らかに異なっている。なお、この奉書は、老中でもない松倉、石谷両氏によって発給されているのが特徴で、有事により派遣された上使に老中並みの権限が与えられていたことも理解できるが、これについては別稿を持ち検証したい。
- (28) 拙稿「元和一國一城令と佐敷城」『熊本県指定史跡 佐敷花園城跡 保存整備工事報告書』芦北町 一九九八年、一一一頁。
- (29) 横田冬彦『天下泰平』日本の歴史一六 講談社 二〇〇二年、二二二頁。
- (30) 白峰句「豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭」校倉書房 二〇〇三年、二二二頁。
- (31) 『編考輯録』第三卷 出水叢書三、一九八九年、四〇頁。この史料で「諸國之絵図被召上候」という文言をみると、城郭の破却の前段階として絵図の提出が求められているのである。このことは、各大名に城郭の破却が実際に行われるという噂が具体性を持つものであることを意識させているといえる。
- (32) 白峰氏は、譜代大名と外様大名を峻別する方向性や、地域・大名により実施に偏差を設ける点も、当初から幕府の方針に含まれていたことがわかり興味深いと、本稿とは異なる見解を述べている。（白峰、

『豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭』。また福田千鶴氏は「細川氏が將軍と譜代衆の城以外は全て破却という政策が断行される可能性を認識していた」（福田、前掲論文、五三頁）と述べている。両氏はこれらの史料を積極的に理解しているが、実態はこの段階において不確定であったと言わざるを得ない。

(33) 福田 前掲論文、五三頁。『久野家譜』福岡県立図書館。

(34) 福田氏は、福岡市博物館の発刊した『黒田家文書』に、一國一城令の正本と長政が幕府年寄宛に提出した請書の「案文」が所収されている。これにより、長政が奉書を受け取ったことが事実となり、口頭と奉書の二通りの伝達があったことはほぼ間違いないとしている（福田前掲書六五～六六頁）。なお請書の内容については後述する。

(35) 『徳川禁令考』前集一、一九五九年、六一頁。

(36) 笠谷和比古「法度・条目」『概説古文書学 近世編』日本歴史学会編 吉川弘文館 一九八九年、五六～六〇頁。

(37) 『台徳院殿御実紀』徳川實記 第二篇 吉川弘文館 一九八一年、五五頁。

(38) 宮内庁に八条宮智仁親王の筆による、慶長二十年の武家諸法度の写しがあるが、内容について漢文体で返り点・送り仮名等が付けられており、当時においても理解が難しかったことがわかる。なお、この写しについては、藤井氏が図版にて紹介されている（藤井、前掲書の図版部分）。

(39) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編5』一九八五年、四八三頁。

(40) 白峰氏の見解（白峰、『日本近世城郭史の研究』一六〇～一六一頁）に詳しい。それによれば細川氏領内の支城破却は元和元年閏六月下旬～七月に実施されていたと、また鍋島氏にたいしても同様に破却が速やかに行われていたとする。

(41) 『細川』一一一～一二三頁。

(42) 支城を当時は「端城」と表記しているが、現在「黒田の六端城」にみられるように、これを「はじょう」と読んでおり、それが一般的に

知られている。はたしてそうであろうか。例えば、文禄二年六月二十九日、朝鮮の晋州城陥落をうけ、当地に「御仕置き之城々」として多くの支城普請が開始されるのであるが、その中で豊臣秀吉が小早川隆景に充てた日録の表紙に「文禄貳年七月廿七日 かとかいの城・同はしろ」とある。また同様に鍋島直茂宛のものに「きんむい（金海）の城・同はしろ」ともある（『小早川文書』五〇九号、中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館 二〇〇六、二二八頁）。また慶長十六年、毛利氏が熊本を調べたときの史料に「は城々々御座候衆も、しかと城を手堅御持之由申事（山口県文書館蔵『肥後国熊本様子聞書 七月十日』、『新熊本市史』史料編 第三卷近世Ⅰ 八十八頁）」とある。他にも、寛永十六年、細川光尚宛の御口上書に「八代之儀者、はしろの儀に候へハ（部分御旧記）城郭部、細川家史料」とあるなど、「端城を「はしろ」と記載された例が散見できる。このことから「端城」は、「はじょう」ではなく「はしろ」もしくは「はじろ」と読むべきである。

(43) 福田氏前掲論文、五四頁。同氏前掲書、五七頁。

(44) 『黒田家文書』第二卷 福岡市博物館 六九〜七〇頁、三〇一頁。

(45) 福田氏前掲書、六五〜七〇頁。

(46) 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編5』四〇〇〜四〇四頁。

(47) 山本博文『寛永時代』吉川弘文館 一九八九年、三二〜三六頁。

この中で山本氏は「史料六」について一部紹介されている。

(48) 寛永十年の国廻り上使の派遣について福田氏は、目的の一つに古城調査があり、その調査の積極性を認めている（福田、前掲論文、六二頁）が、この島津氏の史料を見る限りにおいては、いわゆるマニユアル的な、質問であったように感じる。

(49) 高柳前掲論文八七一〜八七四頁。

(50) 『日本城郭大系』四一五頁。

(51) これに関して木島孝之氏は、栗野城について、天正十六年頃の島津義弘の入城時期から推定し、島津領内で他の家中に先駆けての織豊系

の縄張りの導入であると位置づけている（木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』九州大学出版会 二〇〇一年、二八七頁）。しかし、氏も一部は認めているように、この織豊系の技術は虎口部分にしか見られない。著者は他の曲輪と比して隔絶した感を禁じ得ないことから、虎口部分の構築時期については再検討を要すると考えている。

(52) 栗野城に関しては、現地踏査で北垣聰一郎氏のご教授によるところが多い。

(53) 富隈城に関しては、隼人町教育委員会により発掘調査が行われおり、担当者の重久淳一氏の見解によるところが多い。（重久淳一「富隈城跡―第4次調査の概要―」『鹿兒島考古』第36号、鹿兒島県考古学会 二〇〇二）

(54) たとえば、天草・島原の乱の舞台となった原城に関しては、近年発掘調査によって新しい見解がなされている。服部英雄氏によれば、一揆勢が廃城になってしまった原城に入ったときに、わずか四日で修復したとあるのはとても不自然である。ということは廃城というのは記録上のことで実際に老朽化はしていたが、簡単に修復して使える建物があったのではないかと考えられるという（服部英雄「原城と有明海・東シナ海」石井進・服部英雄編『原城発掘』新人物往来社 二〇〇〇年、一七〇〜一七一頁）。また発掘担当者の松本慎二氏も同様に、短期での修復は不可能であり、天草・島原の乱の前段階での松倉氏の破却はかなり手抜きであり、門などの施設やその他の建物が存在していたことを主張している（松本慎二「原城 島原の乱と城破り」藤木久志・伊藤正義編『城破りの考古学』吉川弘文館 二〇〇一年、二三四〜二三五頁）。つまりこのことから一國一城令による破却の解釈はまだまだであったと考えた方が自然である。また建物があつたと言いつことは、その基礎となっている石垣もあまり壊されてなかったのではないかと思われる。

(55) 『細川』一一一〇三頁、一三〇〜一三三頁。

(56) 福田前掲論文、五三頁。

(57) 福田前掲書、六五〜七〇頁。

(58) 白峰前掲書、一五七頁。

(59) 笠谷和比古著『近世武家文書の研究』法政大学出版局、一九九八年、九〇〜九三頁。同氏分拍執筆『概説古文書学』吉川弘文館、一九八九年、八五〜八六頁。この中で笠谷氏は、慶安元年正月に徳川秀忠十七回忌で全国に大赦令が出た際、十万石および官位侍従以上の者に対して「自老中以奉書相触之」(『御触書寛保集成』三六六号)を引用し、「奉書」＝「御触」という結論に至っている。しかし、ここでいう「触」の意は「広く知らせる」という意味で、「奉書で広く知らせる」という解釈にしかならず、「奉書」＝「御触(状)」とは理解し辛い。

(60) 笠谷氏「関ヶ原合戦と近世の国制」思文閣、二〇〇〇年、一五三〜一五五頁。同『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、七〇〜七二頁。このなかで同氏は「実際、慶長八年の家康の將軍就任から、同二〇年の大坂陣での豊臣氏滅亡までの期間は、二重公儀、二重封臣関係の時代ともいえるべきものである」、「豊臣秀吉が構築した関白型公儀の政治体制は、徳川幕府の成立にも拘わらず解体されずに持続されており、豊臣秀頼はこの関白型公儀に君臨する首長としての権威を、依然として保持していたと理解すべきなのである」と大坂陣の直前まで二重公儀体制は保持されていた事を主張している。また細川忠興は、二重公儀体制の解消について、大坂城落城直後の嗣子忠利宛の書状(五月七日付)で「一時之内二天下泰平二成候事」(『細川』一九六号、二二二頁)と述べており、「天下泰平」を意識していることがわかる。

(61) 『細川』一〇一三三号、一三〇〜一三三頁。

(62) 『細川』一一〇三二二〇号、一三九〜一四〇頁。

(63) 白峰前掲書、一六五〜一六七頁。

(64) 『鹿兒島県史料』旧記雑録後編四、一三三五、五七八頁。『大日本古書』家わけ十六ノ二、一〇〇三、二九八〜二九九頁。なお、後者ではこの史料の表題は「本多正純書状(折紙)」となっている。

(65) 『山口県史』史料編 近世2、二〇〇五年、七四頁。

(66) 『鹿兒島県史料』旧記雑録後編四、一三〇五、六一〇〜六一一頁。『大日本古書』家わけ十六ノ二、一〇一二、三〇六〜三〇七頁。後者ではこの史料の表題は「本多正純書状(折紙)」となっている。

(67) 藤井讓治「江戸時代の官僚制」AOKI LIBRARY 日本歴史、青木書店、一九九九年、五一〜五三頁。

(68) 『坊所鍋島家文書』『佐賀県史料集成』古文書編 第十一巻、三八〇、二〇八〜二八二頁。

(69) これに関して何点かの史料は福田氏により紹介(福田、前掲論文六〇頁)があるが、「奉書(細川)」等の史料を補足することにより、断片的ではなく細川氏の動向を具体的に把握できる。

(70) 『細川』十二一九三二一。忠利は、同日にほぼ同じ内容で嫡子である光尚宛に書状を出している(『細川』十四一〜一三六号)。

(71) 『細川』十二一九三二一の「それより豊前通り罷帰、中一日湯二入、熊本へ十日二罷著候」による。

(72) 『奉書』寛永十五年(細川家文書)熊本大学寄託永青文庫蔵。

(73) 『奉書(細川)』は細川氏の政務記録であり、藩主の命令を記録したもので、ここであげている一国一城令のような幕府発給の「(連署)奉書」とは全く性格が異なる。吉村豊雄氏によれば、「細川」忠利による意思決定の集中・独占状態は「奉書」という文書形態をもって完成する。「奉書」とは、惣奉行が藩主から仰せ出された指示・命令を書き留めた冊子である。管見の限り他藩に類例はなく、細川氏の独自の文書形態と思える。」とある。(吉村豊雄「初期大名家の意思決定構造」『近世大名家の権力と領主経済』清文堂、二〇〇一年、一六一頁)。

(74) これについて、例えば福田氏は「細川氏の書状等から古城の破却が行われたことは事実なので(実際は形式的であった可能性もあるが)、信綱が指示した古城破却の方針は、これまでの政策基調を変更するものではなく、再度の徹底化を示したものであったと位置づけられよう」

(62) (福田前掲論文、六十二頁) と形式的であった可能性を示しているが、明らかに奉書(細川)に「御触」とあるように、親幕の細川氏が最大の留意をもつて破却を履行していることは見逃すことができない。

(75) この内容について、忠利は、「御領国内石かきの有古城相改被成候由御尤に存候」と五月四日に氏鏡より書状を受け取っており(熊本県史料近世篇一、二二八頁)、家臣への指示を幕府に伝えている。この書状をみれば「由」以前の「御領国内石かきの有古城相改被成候」の部分が氏鏡からの指示であり、石垣の有無が問題となっていたことが理解できる。

(76) 「奉書」寛永十五年(細川家文書)。

(77) 「部分御旧記」城郭部(細川家文書)。

(78) この場所はおそらく熊本県合志市にある竹迫城のことであり、現在公園として整備され、堀跡も確認できる。

(79) 五月十日の忠利の書状に対し、氏鏡は六月十二日に「御領国内古城石垣など御座候かと色々御尋候へとも、左様之所一か所も無之由御尤二候」(熊本県史料近世篇一、二四三頁)と返事を出している。つまり、古城の石垣は一カ所もないと報告していることになる。このことから忠利が晋北の古城については意図的に触れなくなかった事情がうかがえる。

(80) 「部分御旧記」城郭部(細川家文書)。

(81) 「部分御旧記」城郭部(細川家文書)、『稀考輯録』(第三卷、二三三頁)にも同文あり。

(82) このうち、特に水俣城については、慶長十七年、肥後熊本藩主加藤清正の死後、幕府がその重臣に宛の下知状で、支城である南関・阿蘇・矢部・宇土・八代・晋北・水俣の七つの内、宇土・矢部とともに破却を命じられている(「家忠日記増補」『大日本史料』十二編の八、三二八〜三三八頁)。つまり、慶長段階で破却されたとされる城郭が、元和期を経て寛永期に破却の対象になっていることは決して軽視できることではない。また、この幕府介入による城郭破却命令は、清正の死

後の支城は却を中心とした家臣団統制が幕府の裁量によるものであることも理解すべき事であるが、このケースは一国一城令の場合と同等視できない。

(83) 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社 一九九三年、二七六〜二七九頁。

(84) 山本『江戸城の宮廷政治』、二六〇〜二六五頁。

(85) 『細川』十四〜二五五号。

(86) 六月二十日に氏鏡より「先可申上を御領国内古城之儀、再三被仰下奉得其意候、御書中趣松伊豆殿へも申達候」と返事を受けている。

(87) この件に関して、南関町教育委員会の坂本重義氏よりご意見をうかがった。他の例として、肥前名護屋城本丸部分の裏込め石の間から「寛永通宝」の出土があった。これは十八世紀中期以降の「新寛永」と呼ばれるもので、よって古城は一国一城令や寛永期の破却だけではなく、その後も何らかの形で破却されたことになる。(高瀬哲郎「肥前名護屋城 天下人秀吉の夢の跡」『城破りの考古学』、一三一〜一三三頁)。

(88) 同時代の「外聞」による伝達としては、「鎮国令」が挙げられる。これについて山本博文氏は、長崎奉行宛の寛永十年二月二十八日から同十三年五月十九日までの年寄連署下知状が、本来個別に出されるもので、必ずしも全国の大名に伝えられないことを指摘しながらも、その情報を細川氏が入手していることについて述べている。山本氏によれば、細川氏にこの下知状の写しは確認できないが、長崎の町中に出されたと思われる触状の写が残っている。この触状(掟)を細川氏は天野屋という商人をつかい、家臣を長崎に派遣して情報を入手していた。これによって、奉書船以外の日本船の海外渡航の禁止という重要情報を知りうることができたという(山本博文『鎮国と解禁の時代』校倉書房 一九九五、一六〇〜一八頁、三二五〜三二七頁)。この内容からも理解できるように、各大名が独自の情報網である「外聞」を利用していることは明らかで、個別の情報は幕府からもたらされる「連

署奉書」や「内意」だけではないことは城郭の破却についてもいえることである。

(89) 『細川』六一一四八三号。

(90) 一次史料ではないが、「元和改元乙卯、天下有一国一城之制法、然如肥後、最為大國、故官容八代子城、於是戚老之中、獨擇正方、以為八代郡麦島城主、更日右馬允也（『浄信興紀録』『大日本史料』第十二編の二十一、三三九頁）」と麦島（八代）城が大國のため存続を幕府から認められているという内容は確認できる。

(91) 『大日本史料』十二 四八号。

(92) ただ武家諸法度も本稿で述べたように、内容を曖昧にすることにより段階的に浸透していったという事は考えなくてはならない。山本氏は、寛永期の「鎖国令」を例に「正確な情報を知らない大名は、その見えない法度を恐れて、交付された場合以上の自己規制をしいられることになる（山本博文『寛永時代』一九八九）」と幕府がむしろ曖昧な伝達を利用していることを述べている。この主張は徳川・豊臣という二重公儀体制が消滅した元和期ではなおさらであった。